

令和6年11月15日

同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて

【生活援助とは】

掃除、洗濯、調理等の日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身、または家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に、介護士の視点をもって代行するものです。

【同居家族がいる場合の生活援助について】

生活援助は、利用者の自立した日常生活を支える観点からのサービスとされており、同居する家族がいる場合には原則サービスの提供はできません。（家族という環境因子の有効活用を優先します。）

しかしながら、同居家族がいる場合でも、様々な事情により生活援助を利用せざるを得ないケースもあるため、一律機械的に算定できない取扱いとしておりません。

生活援助の必要性は、適切なケアマネジメントに基づいてケアマネジャーが判断することとなります。

【同居・別居の考え方】

◆「同居の判断」

- （１）一般的な同居の定義：同じ家屋に居住している。
- （２）二世帯住宅：別家計や家屋構造に関わりなく同居と考えます。
- （３）同一敷地内に居住：別家計や家屋構造に関わりなく（別棟であっても）同居と考えます。

※生活援助の算定においては、家族の生活実態等も勘案して判断を行う必要があり、二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合に、家屋構造から一律機械的に「別居」と判断するのは適切ではありません。

【同居家族の障害・疾病その他やむを得ない理由についての考え方】

（１）家族が障害者

障害者手帳（身体・知的・精神等）の有無だけで判断するのではなく、その障害に起因して行えないこと、行えること、行えそうなことを明確にしてください。

※診断は受けていないが、会話等から精神疾患（発達障害を含む）が疑われる場合も、明確に分析してください。

（２）家族が疾病を有している

疾病についても同様の考え方で、疾病名を明らかにするとともに、当該疾病によって、どのような家事を行うことが困難であるのかを明らかにしてください。なお、疾病の判断において医師診断書による確認や保管までは必要ありません。

（３）日中独居

同居家族が就労等によって長時間にわたり不在で、日中独居となる場合。ただし、単に「日中独居」というだけで算定するのは適切ではありません。

就労の状況や休日の状況などを聞き取り、家族が不在の時間帯に行う必要性があるものなのか（家族が不在の時間帯に行わなければ、日常生活上大きな支障が生じるか）を検討してください。

家族が在宅している時間帯（夜間及び休日）において対応すれば事足りるものについては、介護保険より家族支援を優先することを検討してください。

（４）高齢夫婦世帯

夫婦のどちらかが要介護（要支援）の場合、高齢者世帯というだけで生活援助を算定することは適切ではありません。筋力低下等の身体状況により、どのような家事を行うことが困難であるのかを明らかにしてください。

ただし、その上で提供されるサービスは、あくまでも要介護（要支援）認定者のために限定されますので留意してください。

※同居家族がこれまで家事の経験のない高齢男性の場合など、それだけをもって算定することは適切ではありません。同居家族がこれまで家事をどうしていたのか、今後、どのように暮らしていくのか、その家事が「できない」のか「していない」のかを明確に分析してください。

（５）同居家族との関係において極めて深刻な問題があり、援助できない

介護放棄や修復不能なこじれ等、利用者の今後の生活に影響を及ぼすような深刻な問題がある場合は、家族状況を明確に分析してください。

なお、虐待が疑われる事例については、利用者の居住地を担当する地域包括支援センターに相談したうえで検討してください。

※同居の家族が孫だけであり世代間ギャップから援助が期待できない場合など、単に遠慮があつて家事を頼みにくいのであれば、それだけをもって算定することは適切ではありません。

(6) 安全面や健康面、衛生面からみて必要性が高い

- a) 自力排泄は可能だが、失禁が多くトイレを汚してしまうため、本人が利用した後のトイレ掃除が必要
- b) 呼吸器疾患等により日常的に室内の清潔保持が必要(担当医からの指示あり)だが、家族は仕事で帰宅が遅いため、こまめな掃除ができない
- c) 認知症等の症状から片付けが困難になり、転倒予防のために環境の整備が必要

※a)については、失禁等の便器等の簡単な清掃に限られます。

※b)、c)については、同居家族がその事実を放置しているのか、できないのか等の分析をしてください。日常的に行われる家事の範囲を超える行為(大掃除・家具の移動など)は該当しません。

(7) 家族の介護負担により共倒れが危惧される

家族に無理に介護を行わせることで介護負担が重くなり、健康面に支障が出るなど。

【サービス提供範囲】

本人及び同居家族に対し行う家事(家族分の食事の調理、家族分も含まれた洗濯、家族と共用している部分の掃除等)は、たとえ要介護者等がいなくても当然に当該家族が行う家事であるため、介護保険に優先して当該家族が行うことが適当であるものと判断し、算定することは適切ではありません。

ただし、本人の身体状況や認知症状等により、通常同居家族が行うべき家事の範囲を超えた家事の必要性が生じる場合は、この限りではありません。

【算定の可否を判断する際の留意事項】

- (1) 生活援助は単なる家事代行ではありません。
- (2) 本人が「できる」または「できるようになる」可能性がある生活行為を代行することで、ADL や IADL の低下を招かないようにします。
- (3) 生活援助の算定の可否は、**最終的にはケアマネジメントに基づいてケアマネジャーが判断することになります。**各種制度の関係資料やサービス担当者会議等での各種専門職種の意見をもとにその根拠等の確認を行ってください。町(保険者)としては、その判断の協力として個別にご質問にお答えします。
- (4) 例えば、「身体4生活2」のような場合でも、『身体介護中心型』を提供した後に引き続き『生活援助中心型』を提供するに区分されますので、「生活援助中心型」を単独で算定する場合と同様の検討が必要です。

【同居家族がいる利用者に生活援助を算定する場合】

同居家族がいる利用者について生活援助を算定すると判断された場合は、「同居家族がいる場合の生活援助に関する確認依頼書」を町（保険者）に提出してください。**生活援助の算定が適切なケアマネジメントに基づいて判断されているかを確認させていただきます。**

ただし、下記（１）～（３）に該当する場合には「同居家族がいる場合の生活援助に関する確認依頼書」の提出を不要といたします。

（１） 同居家族が明らかに家事を担える心身状況にない場合

同居家族が下記 a) ～d) に該当する場合には、同居家族は明らかに家事を担える心身状況にないと判断します。

- a) 身体障害者手帳 １・２ 級
- b) 精神手帳 １ 級
- c) 療育手帳 A
- d) 要介護 ３ 以上

（２） 住民登録上は同居となっている家族が施設に入所している場合

（３） 「『身体介護中心型』を提供した後に引き続き『生活援助中心型』を提供する」場合で、入浴後の浴室掃除や調理後のキッチンの片づけ等連続して実施することが妥当と思われる作業の場合

なお、「同居家族がいる場合の生活援助に関する確認依頼書」を提出しない場合であっても、支援経過記録には生活援助のサービス導入及び「同居家族がいる場合の生活援助に関する確認依頼書」を提出しなかった理由についての記載をお願いします。

また、「同居家族がいる場合の生活援助に関する確認依頼書」の提出を不要とすることは、生活援助を算定する際の検討を省略してもよいということではありません。生活援助の必要性や援助の必要な動作等について確認いただいてから生活援助を算定してください。

玉村町健康福祉課介護保険係
群馬県佐波郡玉村町下新田 201
電話：64-7705